

第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会

評価校マニュアルについて

Japan Association for College Accreditation

一般財団法人大学・短期大学基準協会
事業課長 桜井 一江



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

アウトライン: 変更点を中心に

(1) 自己点検・評価の仕方とその記述

- 短期大学評価基準改定に伴う、自己点検・評価の仕方及び報告書本文「様式5～8:基準Ⅰ～Ⅳ」の変更と、記述する際の留意点について

(2) 様式の変更

- 新たに設定した様式等の概要と、作成する際の留意点について

(3) 提出資料及び備付資料の変更

- 変更した資料の概要と、提出・準備する際の留意点について

(4) 自己点検・評価報告書等の提出

- 提出方法の一部変更等について

令和7年度認証評価全体のスケジュール

<大学・短期大学基準協会>		<評価を受ける短期大学>		
令和6年				
	4月			
令和7年度短期大学認証評価実施要領・申込書送付(本通知)	5月			
	6月			
	7月	(7月31日)令和7年度短期大学認証評価の申込締切		
	8月	(8月26日)第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会		
(9月下旬)評価を受ける短期大学の決定及び通知	9月	令和7年度認証評価実施決定の通知を受理 自己点検・評価の実施と結果の取りまとめ及び報告書の作成		
(略)				
令和7年				
(略)				
	5月		自己点検・評価報告書の作成	
	6月	(6月30日)自己点検・評価報告書の提出締切		
(7月上旬)令和7年度短期大学認証評価 評価員研修会	7月	評価チームと調整し、訪問調査の日程を決定		
各評価員による評価 評価チームによる基準別評価	8月	訪問調査への対応		
	9月			
	10月			
(11月上旬)評価チームによる基準別評価票提出最終締切				
(11月下旬)短期大学認証評価委員会分科会による 機関別評価原案の作成	11月			
(12月)短期大学認証評価委員会による 機関別評価案の作成及び内示	12月	機関別評価案の検討		
令和8年				
(異議申立てのあった場合)審査委員会による審査	1月	「異議申立て」、「意見申立て」 内示後30日以内に、異議・意見申立書を提出		
	2月			
(3月中旬)理事会による機関別評価の決定 (3月下旬)機関別評価結果の短期大学への通知、 公表及び文部科学大臣への報告	3月	機関別評価結果の受理		

※自己点検・評価は評価を受ける前年度(令和6年度)を中心に行われるため、令和7年度の短期大学認証評価は、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」においては令和7年4月1日施行の私立学校法ではなく、改正前の私立学校法に準拠して実施。

『評価校マニュアル』の構成

(目次)

はじめに

I. ALOマニュアル

1. 認証評価の流れ
2. ALOの役割
3. 自己点検・評価報告書等の提出
4. 自己点検・評価報告書提出後の訂正・追加資料
5. 事前確認・質問票への対応等
6. 訪問調査
7. 評価校による認証評価結果等の公表

II. 自己点検・評価報告書作成マニュアル

1. 自己点検・評価報告書等の作成

【参考資料】

1. 短期大学評価基準観点表
2. 内部質保証ルーブリック

(目次の続き)

【様式】

[様式1～8]自己点検・評価報告書

[様式9]提出資料一覧

[様式10]備付資料一覧

[様式11～20]基礎データ

[様式21]法令対応確認一覧

[書式1～4]計算書類等の概要(過去3年間)

[様式22～24]備付資料

【用語解説】

変更点を中心に

(1) 自己点検・評価の仕方と
その記述

「1. 自己点検・評価報告書等の作成」

新	旧
<p>(1)自己点検・評価報告書等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式5～8(基準Ⅰ～Ⅳ)の分量は70～120ページを目途とします。(様式1～4はこのページ制限に含めません。) 	<p>(1)自己点検・評価報告書等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式5～8(基準Ⅰ～Ⅳ)の分量は80～120ページを目途とします。(様式1～4はこのページ制限に含めません。)
<p>(2) 自己点検・評価の仕方とその記述</p> <p>②区分の〈現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「短期大学評価基準観点表」に示す各区分の「点検・評価の観点」を参考に確認を行い、区分の現状及び特色ある取組み等について記述してください。 ■ その際、「点検・評価の観点」は見出しとして記載しないでください。 	<p>(2) 自己点検・評価の仕方とその記述</p> <p>②区分の〈現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 観点についてそれぞれ自己点検・評価を行った上で、原則、観定の順に記述してください。 ■ その際、観定は見出しとして記載しないでください。 ■ 観点の下の細目については観点の中に含めて記述してください。

様式 5～8 : 基準 I ～IV (様式1～8 自己点検・評価報告書)

新	旧
<p>【基準 I 建学の精神と教育の効果】 [テーマ 基準 I -A 建学の精神] <根拠資料></p> <p>[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]</p> <p>(削除)</p> <p><区分 基準 I -A-1の現状></p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○……………。</p>	<p>【基準 I 建学の精神と教育の効果】 [テーマ 基準 I -A 建学の精神] <根拠資料></p> <p>[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]</p> <p>※当該区分に係る自己点検・評価のための観点</p> <p>(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。</p> <p><区分 基準 I -A-1の現状></p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○……………。</p>

短期大学評価基準観点表

短期大学評価基準観点表について

短期大学評価基準は四つの基準から構成されています。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～6）として表しています。4基準の大きなくくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められます。

そのため、区分ごとの点検・評価を行う際の具体的な着眼点として、観点表を設けました。各短期大学は、「点検・評価の観点」を参考に確認を行い、特色ある教育研究等の展開及び一層の改善・向上に向けての取組み等について点検・評価し、自己点検・評価報告書に積極的に記述してください。

基準

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育目的・目標、学生の学習成果（Student Learning Outcomes）（以下「学習成果」という。）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づき、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

テーマ

A 建学の精神

短期大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

区分

区分	点検・評価の観点
基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	<input type="checkbox"/> (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 <input type="checkbox"/> (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 <input type="checkbox"/> (3) 建学の精神を学内外に表明している。 <input type="checkbox"/> (4) 建学の精神を学内において共有している。 <input type="checkbox"/> (5) 建学の精神を定期的に確認している。

変更点を中心に

(2) 様式の変更

[様式1～21]「自己点検・評価報告書」

※ 「自己点検・評価報告書」は、基礎データを含む「様式1～21」全体を指す点に注意。

[様式1～8]自己点検・評価報告書

- ・ 評価校の概要や4基準等の報告書本文

[様式9]提出資料一覧、[様式10]備付資料一覧

[様式11-1～20]基礎データ

11-1 短期大学の概要 / 11-2-1 短期大学の概要

11-2-2 基幹教員一覧 12 学生数

13 教員以外の職員の概要 14 学生データ

15 教育課程に対応した授業科目担当者一覧

16 教員の研究活動状況表

17 外部研究資金の獲得状況一覧表

18 理事会の開催状況 19 評議員会の開催状況

20 短期大学の情報の公表

[様式21]法令対応確認一覧

[様式21] 法令対応確認一覧

短期大学認証評価

様式 21

短期大学評価基準	No.	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又は URL	備考
基準 I 建学の精神と教育の効果					
A 建学の精神					
基準 I-A-1 建学の精神を確立している。					
B 教育の効果					
基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。	1	【学校教育法】第 108 条第 1 項 (短期大学)	○	学則第 1 条	
	2	【学校教育法】第 108 条第 4 項 (専門職短期大学)	該当なし		
	3	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項 (情報の公表: 教育研究上の目的)	○	教育情報の公開: 教育研究研究上の目的に関すること https://www.jaca.ac.jp/aboutus/koukkai/	
	4	【短期大学設置基準】第 2 条 (教育研究上の目的)	○	学則第 5 条	
基準 I-B-2 学習成果を定めている。	1	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項 (情報の公表: 修得すべき知識・能力に関する情報の公表)	○	教育情報の公開: 教育研究研究上の目的に関すること https://www.jaca.ac.jp/aboutus/koukkai/	
基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	1	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 (方針の策定)	○	学則第 8 条 教育情報の公開: 教育研究研究上の目的に関すること https://www.jaca.ac.jp/aboutus/koukkai/	
	2	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項 (情報の公表: 方針の策定)	○	学則第 8 条 教育情報の公開: 教育研究研究上の目的に関すること https://www.jaca.ac.jp/aboutus/koukkai/	
C 社会貢献					
基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	1	【学校教育法】第 83 条第 2 項 (社会貢献)	○	地域連携支援センター https://www.jaca.ac.jp/chiiki-renkei/center/	
	2	【学校教育法】第 105 条 (履修証明書)	該当なし		

本協会による注記

「○・×」で記載。当該法令に該当しない場合は「該当なし」

規程等は(必要に応じて)条項も記載

- 令和7年度評価の自己点検・評価は令和6年度を中心に行うため、私立学校法については改正(令和7年4月1日施行)前の条項を記載。

[様式] 改正短期大学設置基準への対応

基礎データ: 様式11「短期大学の概要」

※ 評価を受ける「令和7(2025)年5月1日現在」

(a) 専任教員等→[従来の様式]

様式11-1「短期大学の概要(改正前設置基準)」

(b) **基幹教員等→[令和6年度追加]**

様式11-2-1「短期大学の概要(改正後設置基準)」

様式11-2-2「基幹教員一覧」

[様式] 改正短期大学設置基準への対応

基礎データ

: 様式15「教育課程に対応した授業科目担当者一覧」

(様式自体の変更なし)

※ 評価を受ける前年度「令和6(2024)年度」

(a) (改正前設置基準) 専任教員及び非常勤教員

(b) (改正後設置基準) **基幹教員及び基幹教員以外の教員**

基礎データ: 16「教員の研究活動状況表」

(タイトル変更・様式自体の変更なし)

※ 過去5年間(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

(a) (改正前設置基準) 専任教員

(b) (改正後設置基準) **基幹教員**

備付資料:様式 22~24

- 22 教員個人調書
- 23 教育研究業績書
- 24 非常勤教員 又は基幹教員
以外の教員一覧表

- 訪問調査時に、ほかの備付資料と一緒に準備。
- 必要項目が記載されているものがあれば、短期大学設定の書式で作成してもよい。

(1) 様式11(短期大学の概要)の作成に応じて選択

- (a) 様式11-1(改正前設置基準)→様式22・23「専任教員」、様式24「非常勤教員一覧表」
- (b) 様式11-2-1(改正後設置基準)→様式22・23「基幹教員」、様式24「基幹教員以外の教員一覧表」

(2) 作成上の留意点: 評価を受ける令和7(2025)年5月1日現在

- 様式11-1等: 令和7年5月1日現在作成のため「教員(数)」は一致。
- 様式15: 令和6年度の担当者一覧のため一致しない場合あり。

[基礎データ:様式 11-1「短期大学の概要」(改正前設置基準)]

令和7(2025)年5月1日現在

短期大学士課程 教員組織	学科・専攻課程の名称	員 等										非常勤 教員	専任教員 一人あたりの 在籍学生 数	備 考			
		教授	准教授	助教	うち みなし 教授数	基準数	うち 教授数	うち 実務家 教員数	うち 2項 該当数	うち みなし 専任 教員数	助手						
															専任	非常勤	専任
〇〇学科〇〇専攻	4人	5人	3人	0人	12人	-	-	-	-	-	8人	3人	-	-	3人	10人	人 教育学・保育学関係
●●専攻	2人	2人	2人	0人	8人	-	-	-	-	-	5人	2人	-	-	2人	10人	人 社会学・社会福祉学
〇〇専攻				0人	9人	-	-	-	-	-	5人	2人	-	-	2人	10人	人 家政関係
〇〇専攻				0人	2人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0人	0人	人
〇〇専攻				0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0人	0人	人 文学関係
〇〇専門職学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(短期大学全体の入学定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4人	2人	-	-	-	-	
計	1										0人	22人	9人	0人	0		
専攻	専攻の名称																

各学科・専攻課程の
専任教員の基準数
(短期大学設置基準
第22条関係 別表第1
のイ)

専門職学科を設置してい
ない場合、何も記入しない
(行も削除しない)。

大学全体の入学定員
に応じた専任教員の
基準数(短期大学設
置基準 第22条関係
別表第1のロ)

備考欄:当該学科の種
類(短期大学設置基準
第22条 別表第1のイ「学
科の属する分野の区
分」)を必ず記載

[書式1～4]計算書類等の概要(過去3年間):提出資料

書式1 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)
書式2 事業活動収支計算書の概要
書式3 貸借対照表の概要(学校法人全体)
書式4 財務状況調べ

1. 記入した書式は、プリントアウトして提出資料ファイルにとじて提出する。
2. ウェブサイト掲載のエクセルファイルには計算式が入っているので、本協会提出の際、ワードファイル、PDFなどに変換しない。
3. 書式1には、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」を参照し、どの区分に該当するかを記入する。
4. また、上記の経営判断指標の区分B1～D3に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を必ず記載する。(経営改善計画書自体は、提出資料ではなく備付資料)

変更点を中心に

(3) 提出資料及び備付資料の変更

[様式9 提出資料一覧]及び[様式10 備付資料一覧]の変更について

[変更の概要]

- A) 令和6年2月の短期大学評価基準改定においては、区分の下にある観点の評価基準からの切り離し(「点検・評価の観点」とともに、法令改正を踏まえて、基準、テーマ及び区分の構成等を見直した。(4基準・12テーマ・33区分→4基準・16テーマ・39区分))
- B) この見直しでは、新しいテーマの設定や、既設の区分を別のテーマ(基準)へ移動したことなどにより、各テーマで指定する提出資料及び備付資料の変更等も行われた。

[具体的な変更例]

変更のほとんどは、指定資料の追加・修正ではなく、既設の区分とともに、指定資料もそのまま移動先の別のテーマへ移す、というものであるため、取り上げる具体例は、①新しく追加した資料と、②提出方法等を変更した資料の2点。

[様式9] 提出資料一覧①

提出資料	変更等
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
B 教育の効果	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	※基準Ⅱ-Aより移動
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	※基準Ⅱ-Aより移動
入学者受入れの方針に関する印刷物等	※基準Ⅱ-Aより移動
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
<p>学則において別に定めるとしている内規類</p> <p>■ 規程として定めているものは、「<u>基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス：A 理事会運営</u>」の提出資料「規程集」に含めて提出</p>	新規
教育課程編成について学生に示している資料	新規

[様式9] 提出資料一覧②

提出資料	変更等
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
<p>学校法人会計基準第4条に定める以下の計算書類(写し)</p> <p>・以下の計算書類が全て含まれていれば、決算書をそのまま提出することも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資金収支計算書 ➤ 資金収支内訳表 ➤ 人件費支出内訳表 ➤ 活動区分資金収支計算書 ➤ 事業活動収支計算書 ➤ 事業活動収支内訳表 ➤ 貸借対照表 ➤ 固定資産明細表 ➤ 借入金明細表 ➤ 基本金明細表 <p>■ 過去3年間(令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)</p>	<p>過去3年間の計算書類(決算書)の該当部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資金収支計算書 ②資金収支内訳表 ③活動区分資金収支計算書 ④事業活動収支計算書 ⑤事業活動収支内訳表 ⑥貸借対照表 <p>の提出としていたものから、<u>計算書類全てに変更</u></p>
<p>私立学校法第47条に定める財産目録(写し)</p> <p>■ 過去3年間(令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)</p>	新規

[様式10]備付資料一覧

備付資料	変更等
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
C 社会貢献	
地域・社会貢献への取組みに関する資料	新規
基準IV : 短期大学運営とガバナンス	
D 情報公表	
ガバナンス・コード	新規

[様式10]備付資料一覧

備付資料 [基準Ⅱ:教育課程と学生支援]
B 学習成果
GPA等の成績分布
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等
就職先からの卒業生に対する評価結果
卒業生アンケートの調査結果
C 入学者選抜
社会人受入れについての印刷物等
留学生の受入れについての印刷物等
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等
D 学生支援
学生支援の満足度についての調査結果
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式
進路一覧表等の実績についての印刷物等
■ 過去3年間(令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)
海外留学希望者に向けた印刷物等

変更点を中心に

(4) 自己点検・評価報告書等の提出
について

提出する資料等：電子データ ①

No.	提出資料	データ形態	提出方法等
1	自己点検・評価報告書本文(様式1~8)	Word	[様式1~8]全ての様式を1つのWordファイルにまとめたもの
2	提出資料一覧(様式9)	Word	[様式9]のみのWordファイルで提出
3	備付資料一覧(様式10)	Word	[様式10]のみのWordファイルで提出
4	基礎データ(様式11-1~20)	Excel	シートごとに分けず、「基礎データ」のExcelファイルのまま提出
5	法令対応確認一覧(様式21)	Excel	[様式21]のみのExcelファイルで提出
6	規程集	PDF	<ul style="list-style-type: none"> ● 文字検索が可能なもの ● 紙媒体による提出は不要
7	理事会議事録の写し(原本証明付き)	PDF	[7~9共通] <ul style="list-style-type: none"> ● 3年分の写しを年度ごとのPDFにし、3年分をまとめてフォルダに保存し提出 ● 紙媒体による提出は不要
8	評議員会議事録の写し(原本証明付き)	PDF	
9	教授会議事録の写し	PDF	
10	計算書類等の概要(書式1~4)	Excel	WordやPDFに変換しない

提出する資料等：電子データ ②

提出資料(マニュアル pp.5-6)：③電子データ

- 上記データ※以外の提出資料を電子データで提出する場合、電子データ名は、「(提出資料一覧で付した通し番号)-(資料名)」とし、同じ電子媒体(CD-R又はUSBメモリー)に記録して提出してください。(例：1-学生便覧)

※ 本協会が電子データによる提出を指定している資料(マニュアル 5ページ及び6ページの表を参照)

備付資料(マニュアル p.11)：(a) 評価員会議室

- 提出資料は、各評価員に送付した資料と同じものを1セット準備してください。
- 備付資料のうち、電子化できるもの(Word、Excel、PDF)はパソコンで閲覧できるように準備してください。また、電子化できないものについては紙媒体で各1部準備してください。なお、備付資料には個人情報等も含まれるため、取扱いには十分注意するよう評価チームに伝えています。
- パソコンは備付資料や情報確認などに使用しますので、評価員の円滑な確認作業のため、可能であれば人数分の準備をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。